

短期入所生活介護(予防含む) 運営規程

ショートステイ きずな

(事業の目的)

第1条 株式会社 文蔵が運営する ショートステイ きずな(以下「事業所」という)が行う指定短期入所生活介護事業(以下「事業」という)は、福祉の理念に基づき、寝たがりの老人介護を要する利用者、疾病等により身体が虚弱な老人等、身体上又は精神上的の障害があって日常生活を営むのに支障がある利用者の介護者に代わって、一時的に施設利用させ、その家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、法の理念に基づき利用者本位の介護に万全を期すと共に、利用者が自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持ならびにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 ショートステイ きずな
2. 所在地 秋田県能代市南元町3番10号

(事業所の利用定員)

第4条 事業所の利用者定員は次のとおりとする。

1. 利用者定員 20名

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(兼務可)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、事業遂行のため必要な指揮命令を行うものとし、支障がない限り他業務との兼務をしても差し支えない。

2. 医師 1名

医師は利用者及び職員の健康管理、定期回診による身体状態の観察処置、看護職員に対する指示・指導を行う。

3. 生活相談員 1名以上(兼務可)

生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者に対する介護サービスの企画及び実施に関するに従事する。介護サービス計画については、本人や家族及び居宅介護支援事業者との連携をとりながら作成する。

4. 介護職員 7名以上(兼務可)

介護職員は、利用者の心身状況を把握の上で事業にあたる。

5. 看護職員 1名以上(兼務可)

看護職員は介護職員との連携を保ち、利用者の看護及び保健衛生管理に従事する。

6. 栄養士 1名以上(兼務可)

栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録を行い、調理師と調整しながら食事業務全般並びに栄養指導に従事する。

7. 事務員 1名以上

事務員は、庶務及び会計業務、施設内の保守点検の把握に努める。

8. 機能訓練指導員 1名以上(兼務可)

機能訓練指導員は日常生活やレクリエーション、行事などを通じ機能訓練にあたる。

9. 調理師 2名以上

栄養士の指示のもと、食事業務全般と衛生管理に努め従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 年間365日営業する
2. 営業時間 24時間営業

(通常のサービス提供地域)

第7条 通常のサービス提供地域は次のとおりとする。

能代市・八峰町・三種町・藤里町・北秋田市・南秋田郡

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第8条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 生活介護

1) 職員の基本的態度

・常に笑顔で公平な態度で接し、利用者の人格を尊重すると共に利用者の気持ちを大切にし、よい聞き手となるよう努める。

2) 精神的安定の確保

・心と心の結びつきを大切にし、信頼関係を築いていくと共に、不平、不満、悩みの解消、精神安定、生活意欲の高揚に努める。

3) 生活意欲の向上

- ・きめ細かい対応により個々のニーズを把握し、一人一人の状況に応じて的確な介護と接遇を行うものとする。
- ・個々の日常生活への状態を把握しながら、自立心を損なうことのないよう介護にあたる。
- ・離床を促進し、おむつはずしに努めるなど、心身の減退防止に努める。
- ・手芸、習字、歌、生け花、園芸、娯楽、などのクラブを通して、創作の喜びと意欲の高揚に努める。
- ・利用者の生活と憩いの場にふさわしい周辺整備を図る。

2. 保健衛生

- ・利用者の健康管理と健康指導に努める。また、認知症高齢者に対する家族への指導を図り、専門医との連携を一層密にして、診療体制を強化し日常の処遇にあたる。

3. 機能訓練

- ・利用者の動作能力をよく把握して個々のプログラムを作成し、離床の徹底により寝たきりや褥瘡を予防する。
- ・医師又はPT、OTの指示に基づき、正しい処方で機能訓練を実施する。
- ・利用者の残存機能を日常生活の中に活かせるように努め、機能の低下を防止し、現状維持に心がける。

4. 食事

- ・利用者の食事は、老化防止を主眼とした食品で栄養バランスを考え、健康保持に必要な食品と規則正しい生活に留意する。
- ・利用者のニーズは多種多様であり、個人差等も十分考慮し利用者の嗜好を尊重しながら、バラエティに富んだ献立と味付けに工夫し、家庭的な雰囲気味わいつつ、喜ばれる食事になるように努める。

5. 利用料

1. 短期入所生活介護の利用料金は、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用者からの実費徴収については、別紙料金表によるものとする。

(身体の拘束)

第9条 事業所においては利用者又は他の利用者等の身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2. 身体拘束を行った場合にはその際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとする。

(虐待防止の為の措置)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者に周知徹底を図るものとする。
2. 虐待防止のための指針を整備するものとする。
3. 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的(年1回以上)に行うものとする。
4. 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
5. 従業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協

力するよう努める。

(利用契約)

第11条 事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行い両者及び家族の同意の下に利用契約を締結する。

(緊急時における対応方法)

第12条 介護職員等は事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第13条 通常の送迎の実施地域は能代市、八峰町、三種町、藤里町、北秋田市、南秋田郡とする。(通常の送迎の実施地域以外からの利用申し込みがあれば対応する。)

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は短期入所生活介護計画に基づいた日課表により、個々の目標を持ってサービスを利用する。

2. 利用者は他の利用者のサービス計画を尊重し、意義のあるサービス利用となるよう協力する。

3. その他、短期入所生活介護事業利用契約事項に違反しないようにする。

(非常災害対策)

第15条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難などの指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期避難訓練を行い、年に最低1回は消防署立会のもとで行う。

3. 事業者は、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、医療機関、他の社会福祉施設等とも連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時における対応方法)

第17条 事業の提供により利用者の事故が発生した場合又は、その他必要な場合には、速やかに主治医等に

連絡を取り必要な措置を講じるとともに、保険者及び管理者に報告を行い、責任の範囲内において損害賠償を行うものとする。

2. 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(損害賠償責任)

第18条 前条に定める損害賠償については必要な保険に加入し次のとおりとする。

2. 契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。契約に定める守秘義務等に違反した場合も同様とする。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとする。
3. 前項の損害賠償責任は速やかに履行するものとする。

(損害賠償がなされない場合)

第19条 事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れこととする。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
2. 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第20条 事業所は事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持するため、日々の清掃・消毒を施すなど常に衛生管理に留意する。

2. 事業所は、従業員に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
3. 事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診させるものとする。

第21条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号の掲げる措置を講じるものとする。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

3. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

4. 事業所において従業者に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第22条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理体制)

第23条 事業所は提供した事業に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為苦情受付窓口の設置し苦情処理担当者はその他必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者等から苦情を受け付けたとき、又自治体等から改善に対する指導、助言を受けたときは、速やかに改善するとともに必要な調査に協力し、その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第24条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

2. 事業者は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から 5年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3. 職員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は別に定める。

(運営規定に定めのない事項の取り扱いについて)

第26条 上記運営規定に定めのない事項が発生した場合、株式会社 文蔵と事業所の管理者との協議により
決定するものとする。

附 則

この規定は、平成22年 2月15日より施行する。

この規定は、平成22年10月 1日より施行する。

この規定は、平成25年 5月 1日より施行する。

この規定は、平成26年 2月 1日より施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成29年 5月 1日より施行する。

この規定は、平成30年 5月 1日より施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日より施行する。

この規定は、令和 4年 9月 1日より施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日より施行する。